

子発 0 4 2 4 第 1 号  
平成 3 1 年 4 月 2 4 日

一部改正 子発 1225 第 2 号令和 2 年 12 月 25 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等  
に関する法律」の施行について（通知）

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号。以下「法」という。）」が平成 31 年 4 月 24 日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令」（平成 31 年政令第 160 号。以下「令」という。）及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成 31 年厚生労働省令第 72 号。以下「規則」という。）とともに、本日施行されたところである。本法の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村にも周知して頂くようお願いする。

記

第 1 前文

法には、以下の前文がおかれていること。

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成 8 年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにすることである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

## 第2 趣旨

この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものであること。

## 第3 定義（一時金の支給対象者）

一 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間において施行されていた優生保護法をいうこと。

二 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、①又は②の者であつて、この法律の施行の日において生存しているものをいうこと。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間（優生手術に関する規定が存在した間）に、旧優生保護法第3条第1項、第10条又は第13条第2項の規定により行われた優生手術を受けた者（母体の保護のみを理由として旧優生保護法第3条第1項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

② ①のほか、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者（イからニまでに掲げる事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者であることが明らかである者を除く。）

イ 母体の保護

ロ 疾病の治療

ハ 本人が子を有することを希望しないこと。

ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを希望すること。

## 第4 一時金

### 一 一時金の支給等

#### 1 一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給すること。

#### 2 一時金の額

一時金の額は、320万円とすること。

#### 3 支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が一時金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その一時金は、その者の配偶者等の遺族であつて、その者の死亡当時にその者と生計を同じくしていたものに支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

なお、本支払未済の一時金の支給を受けようとする者は、規則第2条の規定にしたがつて、厚生労働大臣に申し出る必要があること。

### 二 支給の手續

#### 1 請求

##### (1) 権利の認定

- ① 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定（以下「認定」という。）を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給すること。
- ② ①の請求（以下「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができること。
- ③ 請求は、この法律の施行の日から起算して5年を経過したときは、することができないこと。

##### (2) 請求書の提出

- ① 請求をしようとする者は、厚生労働大臣（都道府県知事を経由する場合は、当該都道府県知事）に、氏名及び住所又は居所、生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けるに至った経緯等を記載した請求書（以下「請求書」という。）を提出しなければならないこと。

なお、請求書への記載事項の詳細や添付書類は、規則第1条において定められていること。また、規則第9条の規定により、添付書類に

については、厚生労働大臣が特別な事情があると認めた場合には、添付を省略させることができること。

- ② 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを厚生労働大臣に送付しなければならないこと。
- ③ 規則第7条において、本人が請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求者の口頭による陳述を職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて請求者に代わって請求書を作成し、これを当該請求者に読み聞かせた上で、職員が請求者とともに氏名を記載するものとされていること。
- ④ 規則第10条において、請求書が郵送等により送付された場合には、通信日付印により表示された日において請求がなされたものとみなすこととされていること。

## 2 請求に係る都道府県知事及び厚生労働大臣による調査

### (1) 都道府県知事による調査

#### ① 請求書の提出を受けた場合の調査

イ 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

ロ 都道府県知事は、請求書にその都道府県においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、その記載に基づき、当該都道府県の医療機関、福祉施設その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に対し、これらの者が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果の報告を求めるものとする。この場合において、当該結果の報告を受けたときは、当該都道府県知事は、当該結果を厚生労働大臣に通知するものとする。

ハ 規則第3条第2項において、「イ」の調査により都道府県の保有する文書に請求者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に該当することを確認できる場合には、「ロ」の関係機関に対する調査については、調査を行わない又は中止するとされていること。

#### ② 厚生労働大臣から通知を受けた場合の調査

イ 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を(i)又は(ii)に定める都道府県知事に通知するものとする。

(i) 都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるとき 当該都道府県の知事

(ii) 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき 当該都道府県の知事

ロ ①は、イの通知を受けた都道府県知事について準用すること。

③ 公務所又は公私の団体への照会

都道府県知事は、①又は②ロの調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

(2) 厚生労働大臣による調査

厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求をした者(以下「請求者」という。)その他の関係人に対して、報告等をさせ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

3 請求に係る審査会による審査

(1) 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、請求者が第3の二の①に該当する者であることを確認できる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会(以下「審査会」という。)に通知し、その審査を求めなければならないこと。

なお、本法の立法過程で平成31年3月14日に「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」及び「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟法案作成プロジェクトチーム」との間でとりまとめられた「審査会の判断等に係る基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)においては、法第10条第1項に定める、請求者が第2条第2項第1号から第4号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合とは、例えば、次のような場合であるとされていること。

① 旧優生保護法施行規則に基づく優生手術実施報告票等、請求者が

法第2条第2項第1号から第4号に係る手術を受けたことを直接証する資料がある場合

- ② 請求者が法第2条第2項第1号から第4号に係る手術について、旧優生保護法に基づく都道府県優生保護審査会による審査の結果「適」とされたことが分かる資料があり、かつ、当該請求者が手術を受けたことが分かる資料（医療機関に保存されているカルテ等）がある場合

(2) 審査会は、審査を求められたときは、請求者について、第3の二の①又は②に該当する者であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこと。

(3) 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告等をさせ、又は審査会の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

(4) 審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

なお、「基本的な考え方」において、法第10条第5項における審査会の判断に係る基本的な考え方は、次のとおりであるとされていること。

① 請求者に係る優生手術等の実施に関する記録は残っていない場合も多いこと、旧優生保護法に基づかない形で生殖を不能にする手術等を受けた方も本法案による一時金の支給の対象としていること等を前提に、審査会は請求者等の陳述内容を十分に汲み取り、収集した資料等も含めて総合的に勘案した上で、柔軟かつ公正な判断を行う。

② 具体的な判断に当たっては、優生手術等を受けたことに関する請求者等の陳述の内容が、当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。

(5) 厚生労働大臣は、(2)による通知があった審査会の審査の結果に基づき、認定を行うものとする。

#### 4 関係機関等の協力

(1) 関係機関は、都道府県知事から2(1)①ロ又は②ロの調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

(2) 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、都道府県知事、厚生労働大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

5 一時金の支給手続等についての周知、相談支援等

(1) 国及び地方公共団体は、一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

(2) 国及び都道府県は、相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) の措置を講ずるに当たっては、国及び地方公共団体は、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

三 一時金に係る非課税等

一時金に係る譲渡等の禁止、非課税等が定められていること。

第5 旧優生保護法一時金認定審査会

一 厚生労働省に、審査会を置くこと。

二 審査会は、7人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織すること。

三 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。

四 その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めること。

第6 調査等

国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとする。

なお、本法の立法過程で平成31年3月14日に「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」及び「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟法案作成プロジェクトチーム」の間でとりまとめられた合意事項

においては、法第 21 条に規定する調査については、「旧優生保護法が議員立法により成立した経緯等に鑑み、その主体は国会とする方向とし、具体的な対応については、調査の内容も含め今後引き続き議論する」とされていること。

## 第 7 この法律の趣旨及び内容についての周知

国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

## 第 8 雑則

### 一 費用負担

次に掲げる費用は、国庫の負担とすること。なお、国庫の負担とする範囲及び額については、規則第 5 条において定められていること。

- ① 認定を受けた者が当該認定に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについて医師の診断の結果が記載された診断書を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。②において同じ。）
- ② 第 4 の二の 2（2）又は 3（3）の医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

### 二 事務費の交付

国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付すること。

なお、令において、国が都道府県に交付する額は、一時金の支給の請求の件数を基準として厚生労働大臣の定める方式によって算定した額とされていること。

### 三 事務の委託

- 1 厚生労働大臣は、一時金（一の費用を含む。第 9 の三の 2 において同じ。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に委託することができること。
- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、1 の事務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

#### 四 厚生労働省令への委任

一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされており、具体的には規則により定められていること。

### 第9 施行期日等

#### 一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第5（旧優生保護法一時金認定審査会）は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行すること。

#### 二 一時金の請求の期限の検討

一時金の請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

#### 三 厚生労働省設置法等の一部改正

##### 1 厚生労働省設置法の一部改正

厚生労働省の所掌事務に、一時金に関することを追加すること。

##### 2 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

機構の業務に、当分の間、国の委託を受けて、一時金の支払を行うことを追加すること。

#### 四 その他

その他所要の規定を整備すること。

以上